

第3回 宮崎県自転車の安全で適正な利用の促進に関する検討委員会

論点1 骨子案について

【自転車利用者の責務】

- ・ 並列で運転している学生をよく見かけるが、自転車利用者の責務に入れないのか。
- 自転車安全利用五則の内容を概ね網羅しているのであえて規定しなくてもよいのではないか。

【家庭における教育】

- ・ 自転車のルール等は、保護者よりも子供達の方が学ぶ機会が多く、子供達の方が知っている。保護者への伝達は難しいが保護者が学ぶことが大切なので、そういう機会をつくる必要がある。
- ・ 学校の先生も忙しいので、学校の負担を減らすという意味では、地域において回覧板等での周知なども考えてはどうか。
- ・ 保護者への周知等は、学校を通じて行ってよいと思う。
「10 学校等における交通安全教育等」について、「当該学校等に在学する者に対し」となっており、児童生徒のみが対象となっているので、ここに保護者への周知を入れてもよいのではないか。

【自転車の点検整備】

- ・ 以前は中学校・高校において点検を行っていたが、最近はほとんど依頼がなく、宮崎市内の中学校でしか行っていない。
- ・ 学校における点検整備は一度途切れると、復活がなかなか難しい。昨年、西都市の中学校で点検を行ったが、約半分は不備がある。

【自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等】

- ・ 組合に加入しているのは約60店舗ほど。その他組合に加入していない量販店等が多くある。(正確にはわからないが、40~50店舗程度あるのではないか。)

論点2 条例の広報啓発について

- ・ 日南市においては、高齢者に対しては高齢者クラブ等を通して周知を行っており、市民に対しては市報での周知がほとんどである。
- ・ 校長会において市の消費生活センターが周知活動を行った事例がある。
- ・ 県教育委員会から、各県立学校や市町村教育委員会へ通知を出してチラシを配布することはできる。
- ・ 校長会のほかにも、生徒指導担当の教員を集めた会議があるので、その場を活用してはどうか。
- ・ 各学校のHPに掲載してもらってはどうか。最近では学校のHPを見ている保護者も多くなってきている。
- ・ 県PTA連合会等において、各PTA会長を集めた会合があるので、そこで情報発信するとよいと思う。
- ・ 県内13地区の安全運転管理者の講習においてチラシを配布できる。県内13地区約3,800の事業所が参加している。
- ・ 保険の代理店等において、チラシの配布等の周知は可能。
- ・ 子供向けに漫画をつくる等、年齢層にあわせた周知方法を考える必要がある。
- ・ 有名な漫画家さんにSNSで発信してもらったりなど、影響力のある人に協力を依頼してはどうか。
- ・ 自転車を楽しむ機会を提供し、その中で周知する。
- ・ 自転車保険の加入率の目標を立てたほうがよいのではないか。